

市長定例記者会見事項書

と き 平成24年10月1日（月）11時00分～
ところ 庁議室（市本庁舎4階）

○郷土芸能練習場としての津市河芸庁舎施設の開放について

○中心市街地活性化オープンディスカッション【ステージ久居】
～これからの久居のまちに、にぎわいを！～の開催について

定例記者会見 平成24年10月1日(月)11時～	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
スポーツ文化振興部 文化振興課 (電話229-3250)	文化振興課長 中川 和則

郷土芸能練習場としての津市河芸庁舎施設の開放について

平成18年1月の市町村合併以降、用途が不要となった旧市町村の庁舎や議場などの施設を有効活用するため、平成22年2月に策定した「公共施設利活用基本構想」に基づき、各施設の有効活用を行っています。

その施設の一つである市河芸庁舎内の旧河芸町議会議場についても、「地域振興機能等多様な用途への活用」との方針のもと、今後の利活用についての検討を進めていたところ、活用内容が決定し、それに伴う同施設の改修工事が本年9月24日に完了しましたので、下記のとおり同施設の開放を開始します。

記

1 施設開放開始日
平成24年11月1日

2 施設の利用目的
太鼓等の郷土芸能練習場

3 施設開放に至る経緯

平成23年7月に津郷土芸能連絡協議会から「市河芸庁舎内の旧河芸町議会議場を太鼓演奏等の郷土芸能の練習場として活用を」との要望を受け、防音や床面の振動など、施設における影響等について具体的な検討を行いました。

同施設については、元々議場であり「ある程度の防音機能を有している」、「人家からも比較的離れている」などの条件を備え、また実際に施設内で太鼓の演奏を行うなどの検証を行ったところ、庁舎内外など周辺に対し大きな影響がないことが確認されました。

このことから、太鼓等の郷土芸能の練習場として有効に利活用できると判断されたことから、施設を一部改修し、開放を行うこととしました。

4 施設改修の詳細

(1) 改修期間

平成24年7月27日～9月24日完了

(2) 改修内容

机及び椅子の撤去、床面のフラット化及び防音・振動軽減工事

(3) 改修費用

263万8,650円(平成24年度当初予算にて対応)

5 施設の利用

(1) 利用範囲

市内に在住・在学・在勤する10人以上で構成する団体

(2) 利用可能日

1月5日～12月27日 ※ただし、公務に支障がある場合を除く。

(3) 利用可能時間

平日：18時～21時30分

土・日曜日、祝・休日：9時～17時

※ただし、土・日曜日、祝・休日は、9時～13時、13時～17時の各4時間を利用単位とします。

(4) 利用方法

事前に団体登録を行い、利用したい月の14日前までに利用申請書を提出

(5) 利用のための負担金

施設の利用料金は不要。ただし、照明に係る費用として1時間当たり100円、冷暖房に係る費用として1時間当たり100円が必要。

6 施設開放に伴う「こけら落とし」

(1) 日時

平成24年10月13日（土）11時から

(2) 場所

市河芸庁舎4階旧議場

(3) 出席予定者（敬称略）

ア 地元関係者

河芸地域連合自治会長ほか

イ 郷土芸能関係者

津郷土芸能連絡協議会会長、同幹事長、津市観光協会関係者

ウ 市関係者

前葉泰幸津市長、河芸総合支所長、河芸総合支所地域振興課長、スポーツ文化振興部長、同次長、文化振興課長

(4) 実施内容

太鼓演奏披露 商工会議所青年部「元気玉太鼓」

7 施設の概要

(1) 場所

市河芸庁舎4階

(2) 面積

182㎡

(3) 改修後の状況

（右、写真のとおり）



改修工事完了後の旧議場

